

# 〔ひばりが丘小学校の地震・風水害対応〕保存版

R6.9 改訂

※座間市「学校における地震・風水害対応マニュアル」(R6.9 改訂)に基づき作成しています。

## ＜引き取り下校について＞

- ◇ **児童の登校途中や在校時に市域で震度 5 弱以上の地震(大規模地震)が発生**

**学校から特段の連絡がなくても**引き取り下校となります。保護者が引き取りに向かえない時に備えて、代理引き取り人にも、引き取りの可能性あることを事前にお知らせください。

- ◇ **南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」発表**

○市教育委員会から「引き取り下校」の指示を受けた時

- ◇ **市域で震度 4 以下の地震が発生**

○電車等が運転見合わせとなり再開の見込みがない時や、地域の停電で児童が安全に下校できない時

- ◇ **風水害発生(警報発令)**

○児童だけの下校が不可能なため学校に留め置き、その待機時刻が 17 時を過ぎた時

**学校から「スマホで連絡とれ～る」等でお知らせした後に**引き取り下校となります。必要に応じて、代理引き取り人に引き取りをお願いしてください。

# I [地震対応]

## 1 登校前に市域で震度 5 弱以上の地震（大規模地震）が起こった時

- (1) 登校前に市域で震度 5 弱以上の地震が起こった場合には、学校は「臨時休校」になります。児童の登校を控えさせてください。

## 2 児童の在校時に市域で震度 5 弱以上の地震（大規模地震）が起こった時

- (1) 原則、直ちに授業を打ち切ります。児童の初期安全を確保した後、安全な場所に避難誘導し、保護者等引き取り人が学校に引き取りに来るまで学校で預かり（留め置き）ます。
- (2) “市域に震度 5 弱以上の地震” の情報を受けて、保護者等引き取り人は自主的に引き取りに向かってもらいますが、学校からは念のため引き取りの依頼や保護状況等を「スマホで連絡とれ〜る」、災害用伝言ダイヤル、学校ホームページ（以下「『スマホで連絡とれ〜る』等」と言う。）及び音声電話など、可能な範囲の手段で情報発信します。
- (3) 学校留め置きが長時間に及ぶ場合、飲料水は非常用飲料水貯水槽からの汲上げ水を、食料は防災備蓄食料を、また、毛布等が必要な場合は防災備蓄倉庫に保管のものを利用します。

## 3 児童の登下校時に市域で震度 5 弱以上の地震（大規模地震）が起こった時

- (1) 登校時に発生した場合には、原則として児童はそのまま登校することとし、その後は在校時の発生と同様に引き取りが行われるまで留め置きます。
- (2) 下校途中の発生においては、原則として児童はそのまま下校して、あらかじめ家庭で決めた避難場所に直ちに避難することとします。地震発生時に校内に残っている児童は、引き取りが行われるまで留め置きます。

## 4 校外学習中に震度 5 弱以上の地震（大規模地震）に遭遇した時

- (1) 遠足、キャンプ、修学旅行、連合音楽会等の行事において地震が発生した場合は、最寄りの避難場所等に避難し、現地の対策本部の指示に従い行動します。
- (2) 引率者は学校や市教育委員会、現地の公的機関等と連携をとりながら、適切な場所で保護者に引き渡すことを原則とします。保護者には「スマホで連絡とれ〜る」等で引き取り方法をお知らせします。

## 5 南海トラフ地震臨時情報が発表された時

### (1) 南海トラフ地震臨時情報（「調査中」「巨大地震注意」）が発表された時

特別な対応はありませんが、不十分な情報により児童に不安が生じるおそれがある場合には、情報の内容・趣旨について担任・授業担当などが説明します。

### (2) 南海トラフ地震臨時情報（「巨大地震警戒」）が発表された時

教職員は、児童の安全確保、連絡体制の確認、施設・設備の点検、情報収集等を行います。

不十分な情報により児童に不安が生じるおそれがある場合には、情報の内容・趣旨について担任・授業担当などが説明します。

状況に応じて、市教育委員会から「臨時休業」等の指示が出る可能性があります。また、下校については、「引き取り」や「集団」にすることが考えられます。

## 6 大規模地震にあたらぬ地震（震度4以下の地震）発生時の対応

- （1）大規模地震にあたらぬ地震でも、被害状況等により一斉下校させる場合があります。その際には、保護者に「スマホで連絡とれ〜る」等で知らせます。
- （2）次のような場合は、大規模地震発生時と同様に児童の預かり、引き取りの対応を行います。この場合にも「スマホで連絡とれ〜る」等で保護者に引き取りを要請します。
  - ①電車等が運転見合わせとなり、再開の見込みがない場合
  - ②学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童を安全に帰宅させられないと判断する場合

## II [風水害対応]

### 1 前日に荒天（台風接近等）が予測される場合

- （1）台風等で前日から次の日の荒天が予測される場合には、教育委員会教育指導課との協議により前日の段階で翌日の措置を判断するよう努めます。
- （2）措置は可能であれば文書で発信します。文書が間に合わない場合には、「スマホで連絡とれ〜る」で保護者に伝えます。

### 2 前日に予想できず、登校前に座間市に「警報」が出された場合

- （1）座間市に朝6時以降に警報が出されている場合には、特段の連絡がなくても児童は「自宅待機」とします。
- （2）その後の措置（「時間を遅らせての始業」や「臨時休業」）については教育委員会教育指導課との協議により下した判断を「スマホで連絡とれ〜る」等で保護者に伝えます。

※注意報のみでも、強風・雷等のため児童に危険が及び可能性がある時は、以下の御協力をお願いします。

- ①保護者の判断で登校を遅らせる。（この場合は、登校班長（登校班）へ必ず連絡してください。学校へは「スマホで連絡とれ〜る」で御連絡ください。）
- ②保護者が登校班に付き添い、登校する。

### 3 児童の在校時に座間市に「警報」が出された時

- （1）児童の在校時に「警報」等が出され、下校対策を考慮する必要がある場合には、教育委員会教育指導課との協議に基づいて次のように判断・措置します。
  - ①下校完了まで風が強くなると予測される場合には「一斉下校」とします。
  - ②下校時に風雨が強まると予測される場合には「地区別集団下校」とします。
  - ③通学路の状況等により児童だけの下校が不可能な場合には、風雨が弱まるまで学校で待機させます。待機が17時を過ぎる場合には、保護者への引き渡しとします。
- （2）措置内容については、「スマホで連絡とれ〜る」等で保護者に伝えます。

#### 4 「警報」が出されている時の校外学習の扱い

- (1) 遠足や体験学習などは原則として延期・中止としますが、目的地に警報が出ておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、実施することもあります。
- (2) 修学旅行は原則的に実施し、現地の状況に合わせて行程を調整します。ただし、交通機関や宿泊施設の使用不能など特別な場合は中止もあり得ます。

### Ⅲ[地震や風水害時の出欠席の扱い]

- (1) 学校が臨時休業となった時は授業日ではなくなるので、出欠席の記載はありません。
- (2) 学校が登校時刻の繰り下げや下校時刻の繰り上げをした時は、変更された日課時間に在校した児童は通常の「出席」です。
- (3) 周辺地域の状況を見て家庭の判断で休ませた場合は「出席停止・忌引等」に当たり、出席を要しない日となります。また、登校を遅らせた場合は「遅刻」とせず「出席」扱いとなります。

### Ⅳ[家庭での情報の受発信]

#### 1 気象情報発表状況の確認方法

- ・地上デジタル放送受信中にデータボタンを押すと、いつでも座間市の気象情報を入手できます。
- ・NTT の「177」では、電話をかけた時点で警報等が発表継続中であれば、冒頭で放送されます。
- ・気象庁のホームページ（<http://www.jma.go.jp/jma/index.htm>）から、「防災気象情報→気象警報・注意報→地図上の神奈川県」をクリックすると座間市の状況を見ることができます。

#### 2 「災害用伝言ダイヤル」を使った学校からの情報受信（再生）方法（災害時のみ利用可）

- ・「171」→「2」→「046-252-1124」→再生

#### 3 「災害用伝言ダイヤル」を使った家庭（保護者）からの情報発信（録音）方法（災害時のみ利用可）

- ・「171」→「1」→「市外局番からの自宅の電話番号」→録音

※ 2・3 の災害用伝言ダイヤルは「ガイダンス」が流れますので、それに従って再生・録音をしてください。